

地域福祉施策における取組と課題について

(第四次千葉県地域福祉支援計画の策定に関する市町村アンケート調査の結果)

令和4年8月23日

千葉県健康福祉部健康福祉政策課

第四次千葉県地域福祉支援計画の策定に当たって、県内市町村の地域福祉に係る取組や課題等を把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。今後、本調査結果を踏まえ、必要な施策について、同計画への反映等を検討します。

調査対象：県内54市町村

調査方法：ちば電子申請サービスによる調査 - 回答

調査期間：令和4年6月29日（水）～令和4年7月8日（金）

調査項目：

1 市町村地域福祉計画の策定状況について

- (1) 地域福祉計画の策定状況
- (2) 地域福祉計画の進捗管理

2 市町村地域福祉計画が未策定の市町村の状況について

- (1) 地域福祉計画を策定していない理由
- (2) 地域福祉計画策定のための支援策

3 地域福祉の場の促進、担い手づくりについて

- (1) 「居場所」に関する各サービスに対する支援
- (2) 外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進
- (3) 地域福祉活動の担い手として活動してもらうためのきっかけづくり
- (4) NPO・ボランティア・自治会等への各支援

4 地域福祉に関する課題等について

- (1) 相談が増加している複合課題
- (2) 地域福祉に関する課題
- (3) 地域福祉の取組に関する評価
- (4) 地域福祉を進める上で、現在重視している取り組み

5 県が実施する地域福祉の支援施策に対する要望、意見について

- (1) 県に重点的、積極的な取り組みを期待する施策等
- (2) 県地域福祉支援計画に期待すること、地域福祉の推進に必要な支援策等に関する意見

6 中核地域生活支援センターに対する期待すること等に関する意見について

7 孤独・孤立対策に係る施策に関する意見について

1 市町村地域福祉計画の策定状況について

(1) 地域福祉計画の策定状況

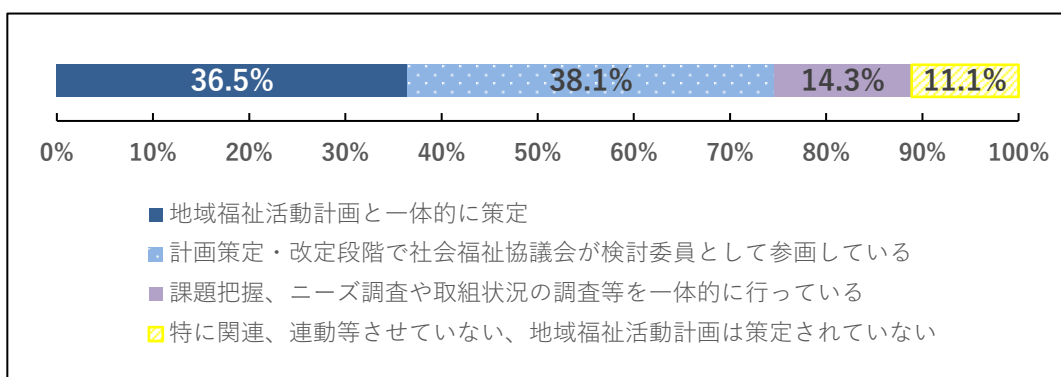
地域福祉計画を策定した市町村は、54市町村中40市町村（令和4年6月30日現在）で、策定率は74.1%（市：86.5%、町村：47.1%）です。地域福祉推進の重要な役割を担っている市町村社会福祉協議会との連携状況については、計画の策定・改定に当たり、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的策定や検討委員としての参画など、連携を図っている市町村は88.9%に上っています。

【表1】本県における地域福祉計画策定状況

	策定済み	策定予定	未策定	策定率	策定率 (全国)
市(区)	32	4	1	86.5%	94.4%
町村	8	1	8	47.1%	72.6%
全県	40	5	9	74.1%	82.7%

※全国策定率は、令和3年4月1日現在（厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査」）

【図1】地域福祉計画の策定・改定に関する市町村社会福祉協議会との連携状況

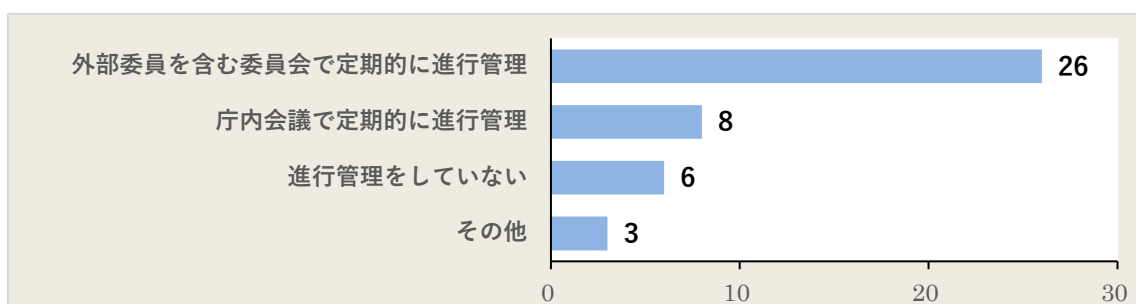


(2) 地域福祉計画の進行管理

地域福祉計画を策定している40市町村のうち、34市町村が外部委員を含めた委員会や庁内会議等により、定期的に計画の進捗管理を行っています。

一方、6市町が計画の進捗管理をしていない状況です。

【図2】本県における地域福祉計画の進行管理の状況（市町村：複数回答）

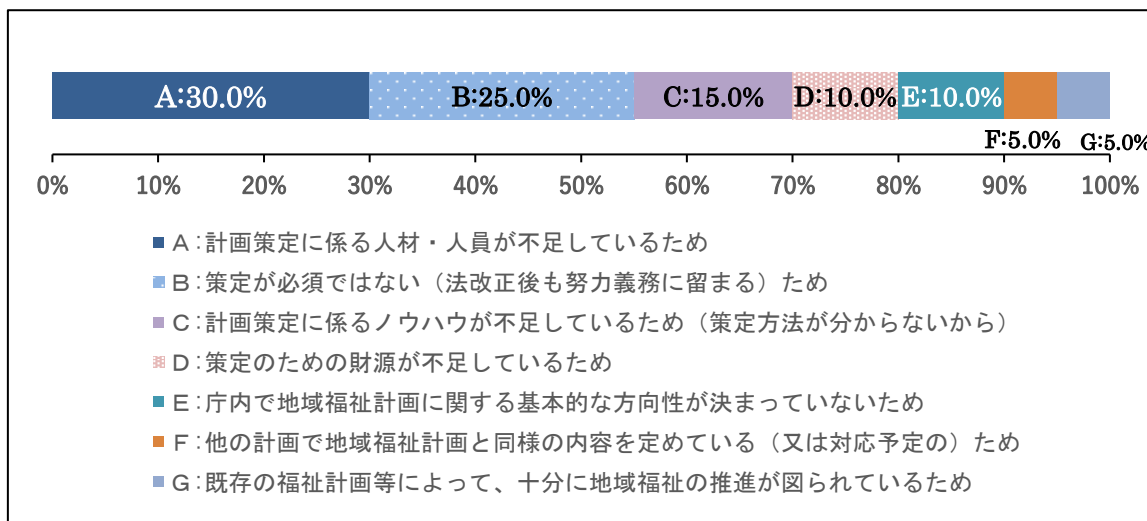


2 市町村地域福祉計画が未策定の市町村の状況について

(1) 地域福祉計画を策定していない理由

地域福祉計画を策定していない 14 市町村に対し、未策定理由を確認したところ、「計画策定に係る人材・人員が不足している」、「策定が必須ではない（法改正後も努力義務に留まる）ため」などの回答が挙げられました。

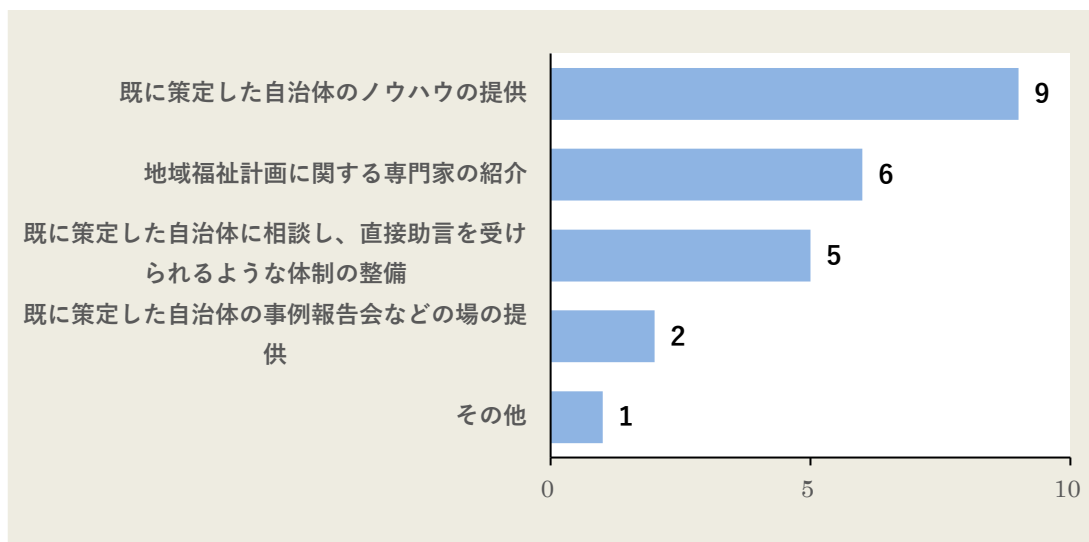
【図 3】市町村地域福祉計画を策定していない理由（未策定市町村のみ：複数回答）



(2) 地域福祉計画策定のための支援策

地域福祉計画を策定していない 14 市町村に対し、策定に当たっての支援策を確認したところ、「既に策定した自治体のノウハウの提供」の回答が、最も多く挙げられました。

【図 4】市町村地域福祉計画を策定していない理由（未策定市町村のみ：複数回答）

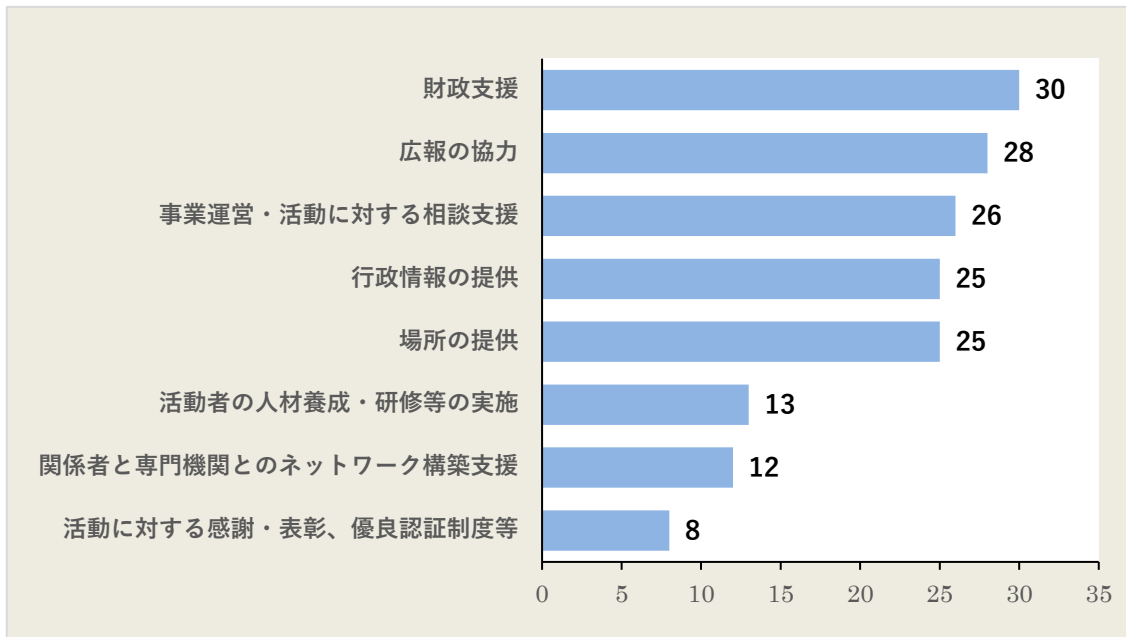


3 地域福祉の場の促進、担い手づくりについて

(1) 「居場所」に関する各サービスに対する支援

市町村では、NPOやボランティア団体などが実施している居場所の支援について、財政支援（30市町村）、広報の協力（28市町村）などを実施しています。

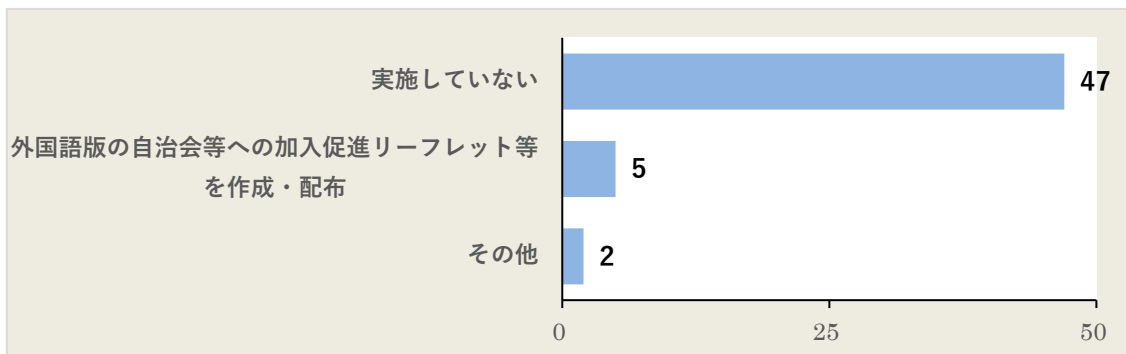
【図5】NPO法人・ボランティア、自治会、コミュニティ協議会等の地域団体、老人クラブ、商工団体等の民間団体が実施している「居場所」（サロン等）に関する各サービスに対し、支援を行っている市町村数（市町村社協・NPO等への委託事業を含む）



(2) 外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進

県内では、162,830人（2021年12月末）の外国人が居住している一方で、外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進については、87%（47市町村）が取り組んでいない状況です。

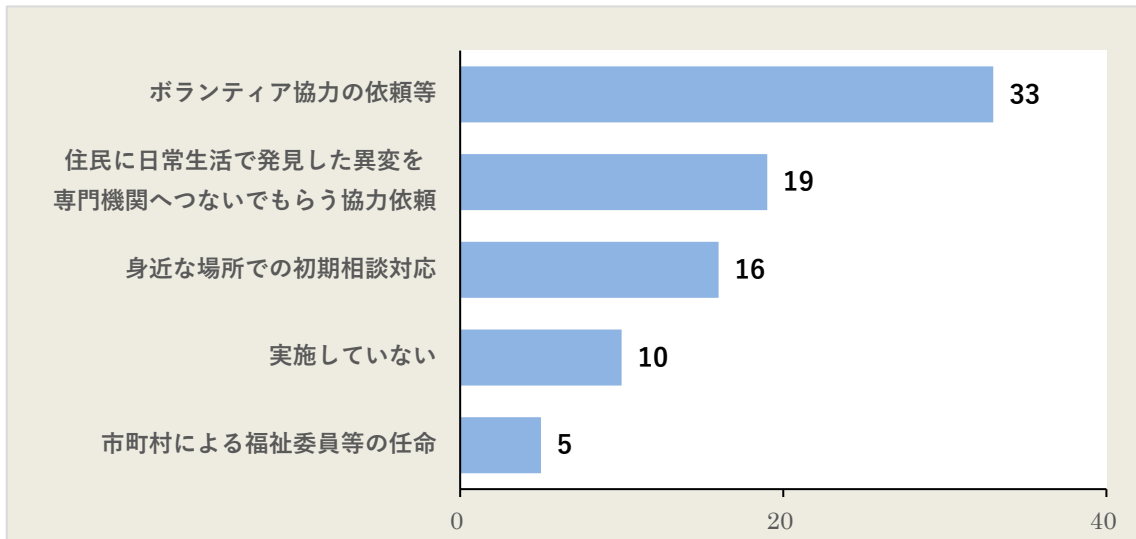
【図6】県内市町村が取り組む、外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進の内容



(3) 地域福祉活動の担い手として活動してもらうためのきっかけづくり

市町村では、地域福祉活動の担い手として活動してもらうためのきっかけづくりとして、「ボランティア協力の依頼等」や「住民に日常生活で発見した異変を専門機関へつないでもらう協力依頼」などの回答が多く挙げられています。

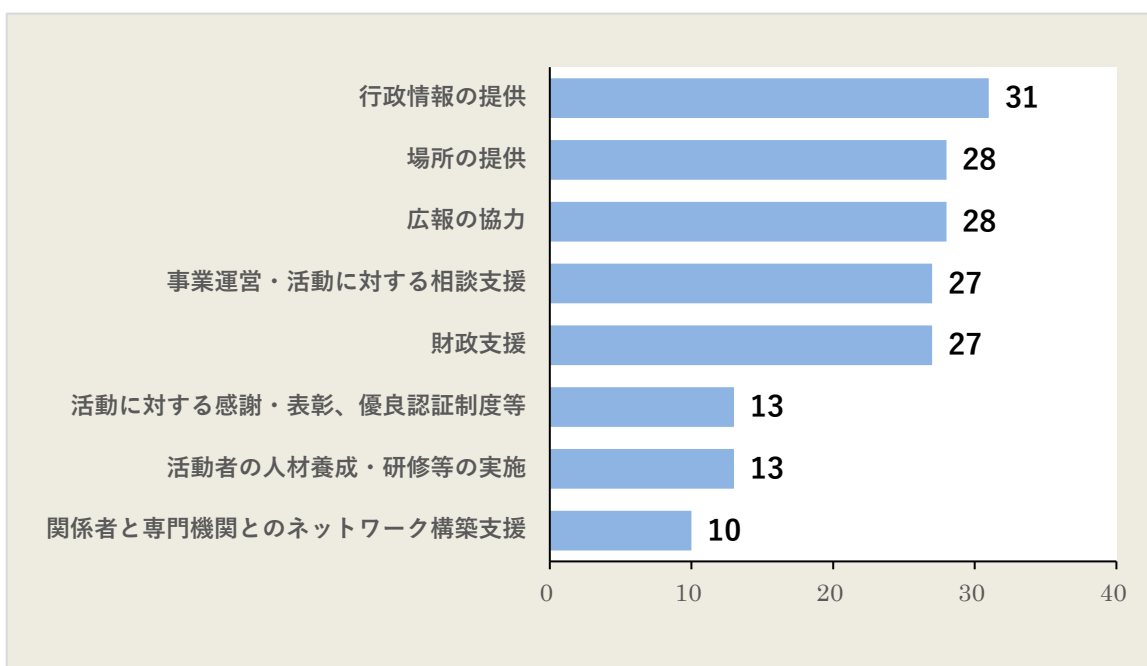
【図7】住民向けに実施している、福祉活動等に参画できる事業等の内容（市町村数、複数回答）



(4) NPO・ボランティア・自治会等への各支援

市町村では、NPO・団体に対して、財政支援、広報の協力、事業運営・活動に対する相談支援など様々な支援を実施しています。

【図8】NPO・ボランティア・自治会等への各支援を行っている市町村数（複数回答）

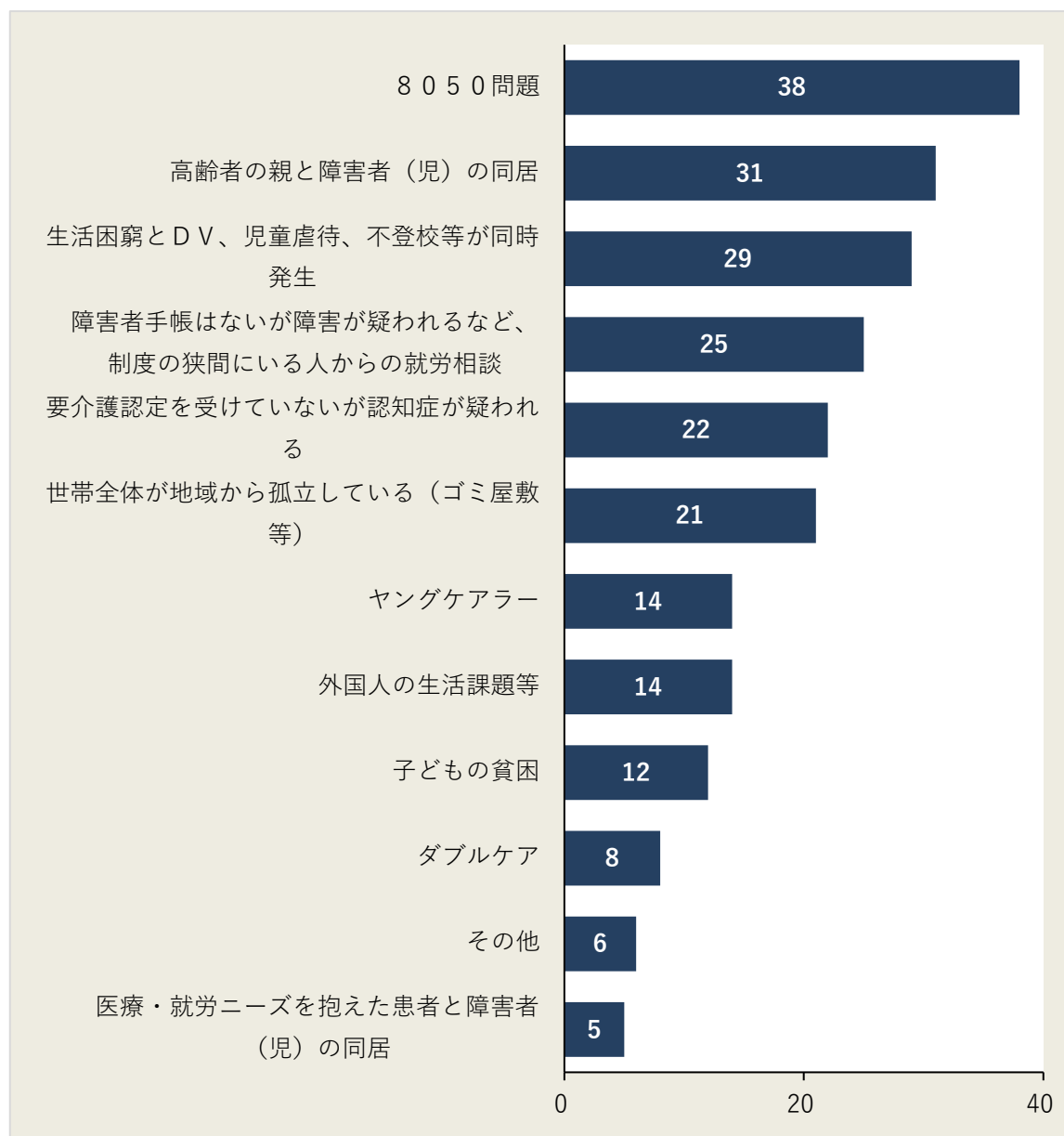


4 地域福祉に関する課題等について

(1) 相談が増加している複合課題

相談が増加している複合課題としては、いわゆる「8050問題（※）」、「高齢者の親と障害者（児）の同居」、「生活困窮とDV、児童虐待、不登校等が同時発生」、「障害者手帳はないが障害が疑われるなど、制度の狭間にいる人からの就労相談」などの回答が多く挙げられています。

【図9】 相談が増加している複合課題の内容（市町村数：複数回答）



※ 高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯

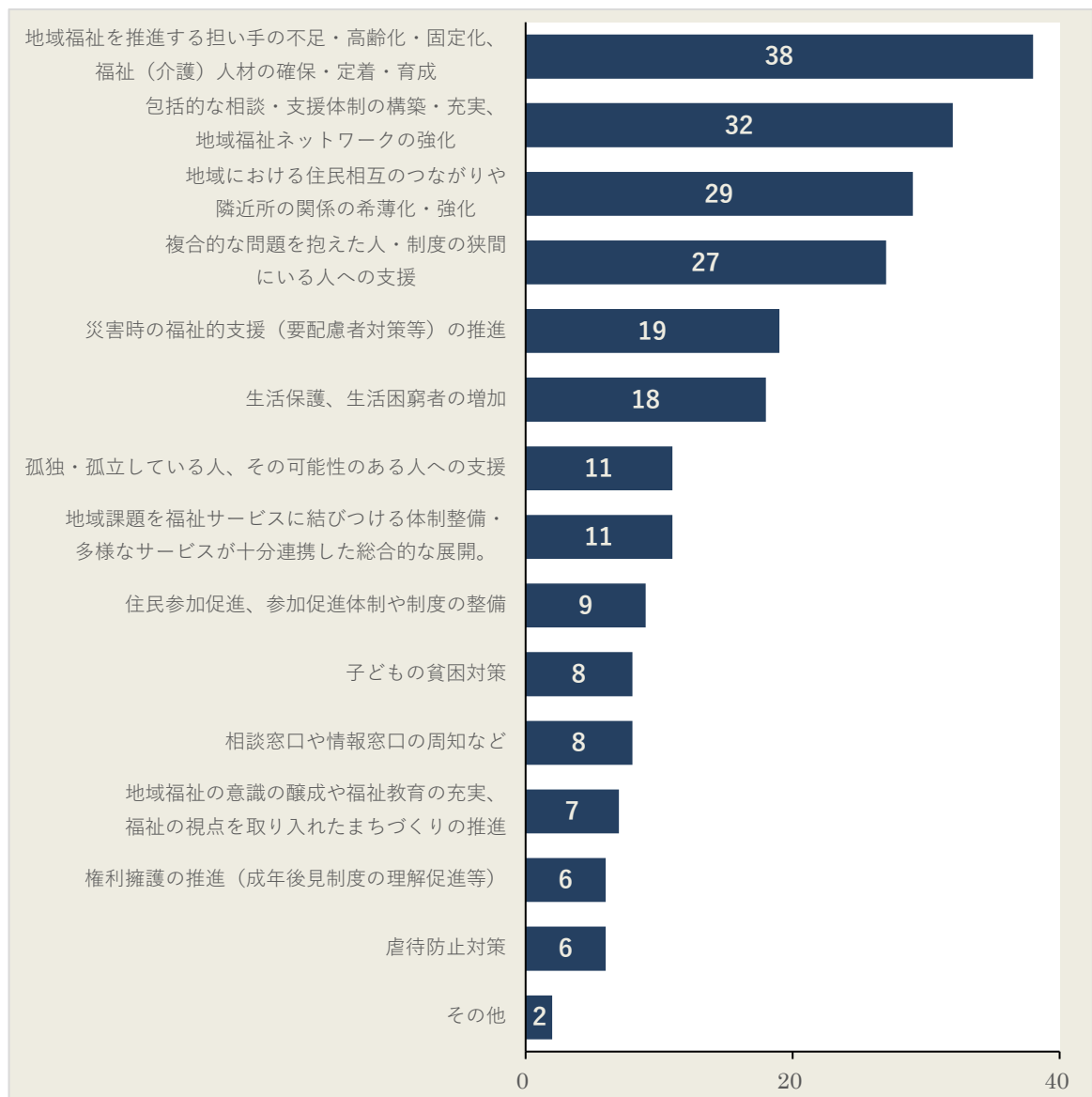
(2) 地域福祉に関する課題

地域福祉を進める上での課題（1市町村当たり最大5項目選択）としては、

- ① 地域福祉を推進する担い手の不足・高齢化・固定化、福祉（介護）人材の確保・定着・育成 70.3%(38/54)
- ② 包括的な相談・支援体制の構築・充実、地域福祉ネットワークの強化 59.3%(32/54)
- ③ 地域における住民相互のつながりや隣近所の関係の希薄化・強化 53.7%(29/54)
- ④ 複合的な問題を抱えた人・制度の狭間にいる人への支援 50.0%(27/54)
- ⑤ 災害時の福祉的支援（要配慮者対策等）の推進 35.2%(19/54)

が上位となっています。

【図10】地域福祉に関する課題（1市町村当たり最大5項目選択）

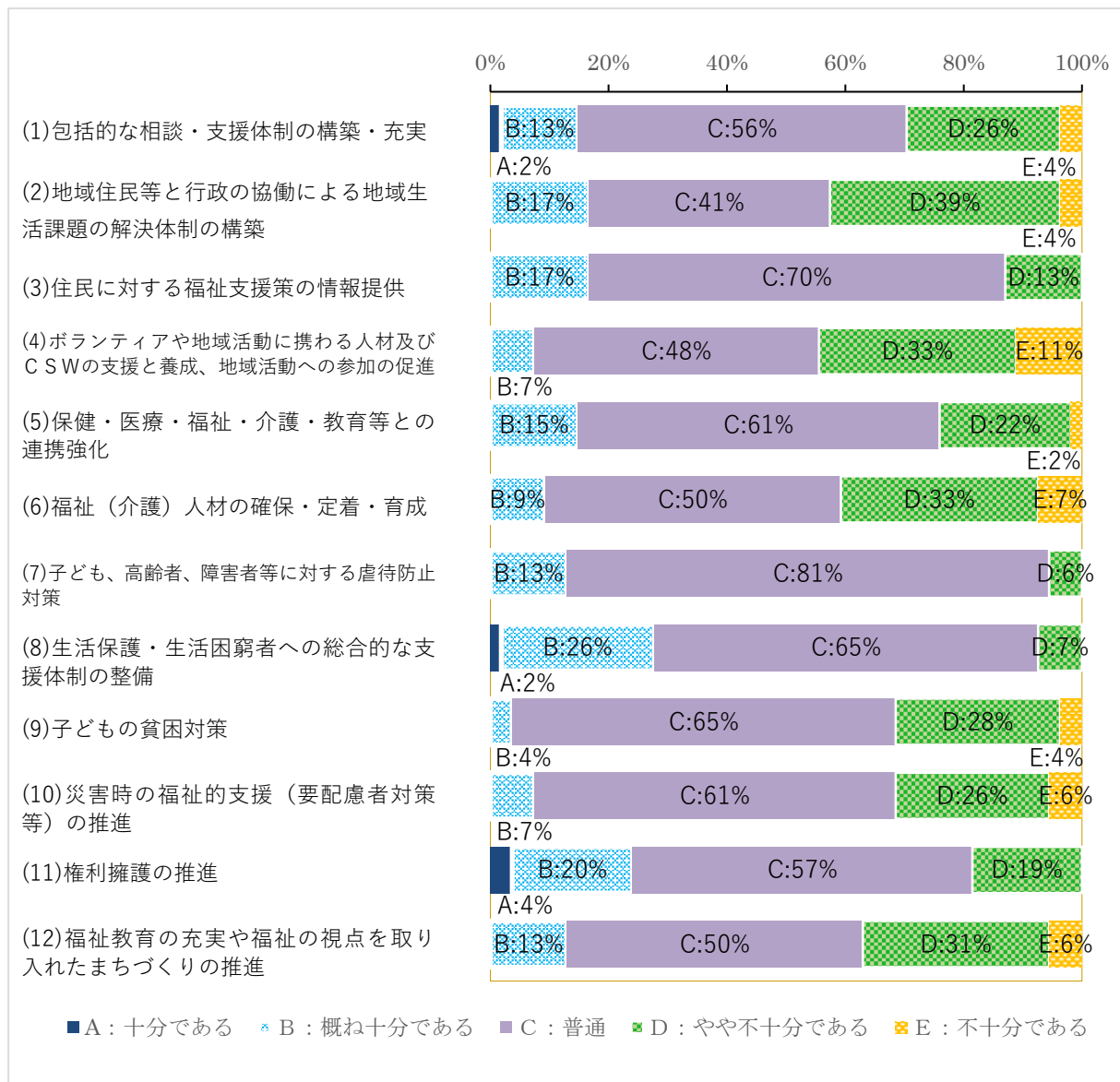


(3) 地域福祉の取組に関する評価

市町村が実施している地域福祉の取組に関する自らの評価をしてみると、「(3) 住民に対する福祉支援策の情報提供」、「(7)子ども、高齢者、障害者等に対する虐待防止対策」、「(8)生活保護・生活困窮者への総合的な支援体制の整備」、「(11)権利擁護の推進」については、「十分である」、「概ね十分である」、「普通」と答えている割合は、80%を超えています。

一方、「(2)地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築」、「(4)ボランティアや地域活動に携わる人材及びC S Wの支援と養成、地域活動への参加の促進」、「(6)福祉（介護）人材の確保・定着・育成」は、「やや不十分である」「不十分である」と答えている割合が高くなっています。

【図 1 1】市町村による地域福祉に関する取組状況の現状評価



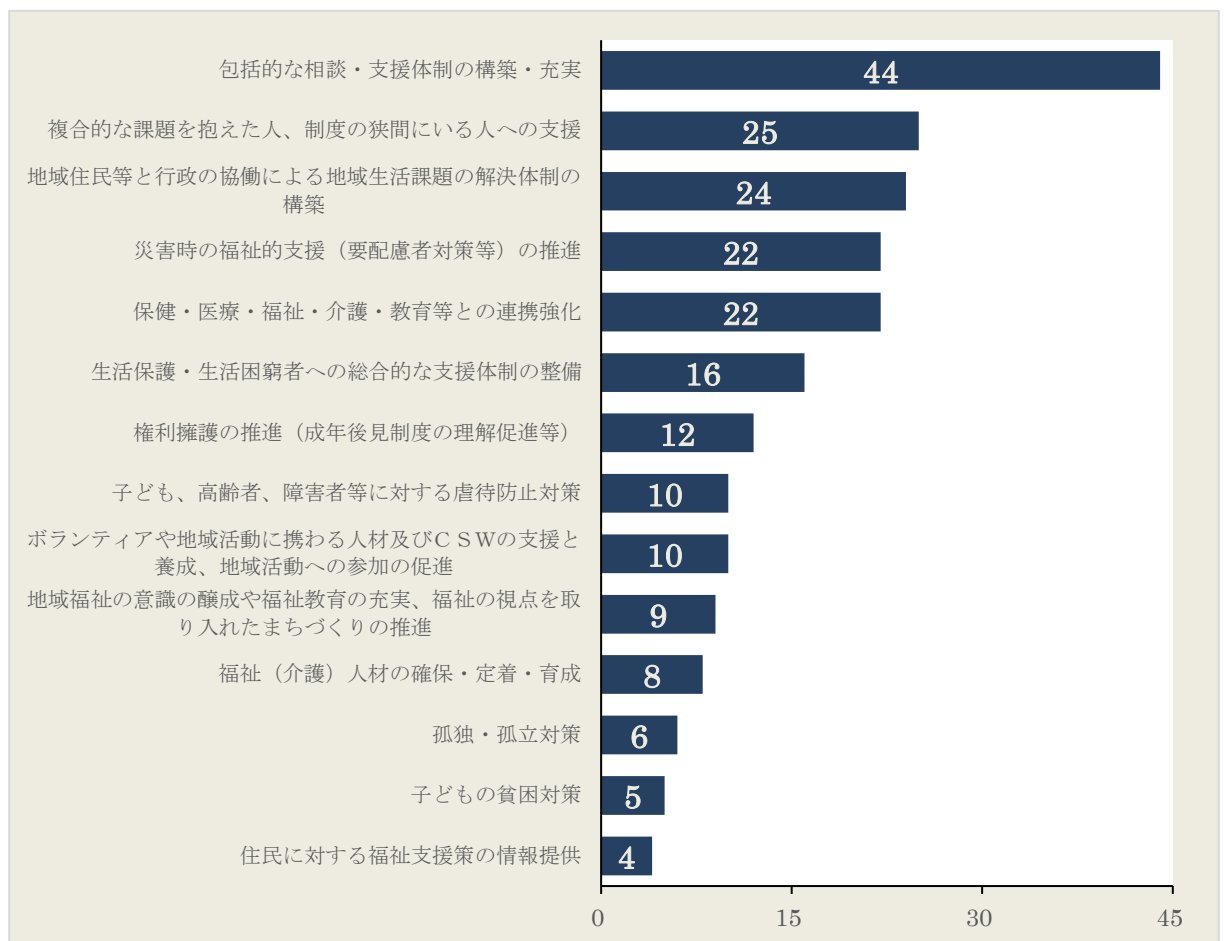
(4) 地域福祉を進める上で、現在重視している取組

地域福祉を進める上で、現在重視している取組（1市町村当たり最大5項目選択）としては、

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| ① 包括的な相談・支援体制の構築・充実 | 81.5% (44/54) |
| ② 複合的な課題を抱えた人、制度の狭間にいる人への支援 | 46.3% (25/54) |
| ③ 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築 | 44.4% (24/54) |
| ④ 災害時の福祉的支援（要配慮者対策等）の推進 | 40.7% (22/54) |
| ④ 保健・医療・福祉・介護・教育等との連携強化 | 40.7% (22/54) |

が上位となっています。

【図12】 地域福祉を進める上で、現在重視している取組（1市町村当たり最大5項目選択）



5 県に対する要望、意見等について

(1) 県に重点的、積極的な取り組みを期待する施策等

県に期待する施策等（1市町村当たり最大5項目選択）としては、

- | | |
|--|---------------|
| ① 複合的な課題を抱えた人、制度の狭間にいる人への支援 | 55.6% (30/54) |
| ② 包括的な相談・支援体制の構築・充実 | 53.7% (29/54) |
| ③ 福祉（介護）人材の確保・定着・育成 | 38.9% (21/54) |
| ④ ボランティアや地域活動に携わる人材及びC S Wの支援
と養成、地域活動への参加の促進 | 33.3% (18/54) |
| ⑤ 保健・医療・福祉・介護・教育等との連携強化 | 31.5% (17/54) |
| ⑤ 災害時の福祉的支援（要配慮者対策等）の推進 | 31.5% (17/54) |

が上位となっています。

【図13】県に重点的、積極的な取り組みを期待する施策等（1市町村当たり最大5項目選択）



(2) 県地域福祉支援計画に期待すること、地域福祉の推進に必要な支援策等に関する意見

県地域福祉支援計画に期待すること、地域福祉の推進に必要な支援策等について、次のような意見等が寄せられています。

(文章は一部加工している。)

- ア 複雑化、複合化する課題に対する支援を望む。
- イ 福祉現場で働く支援員のスキルアップ（研修、認知症・障害の理解など）を目指す取組を充実していただきたい。
- ウ 少子高齢化が進展し、ボランティア活動等の担い手不足が顕著となっており、広域自治体としての視点から、今後の方向性を提示いただきたい。
- エ 世代に限らず一人暮らし世帯の増加が顕著になっている。地域や地縁の希薄化が進行するなど、住民の孤立化・孤独化がみられる。また、定年後も仕事の継続者がいることで、日中独居となる高齢者や子どもの存在につながると思われる。このような中で、自治会や民生委員等の活動やなり手がなく、今後の地域活動にも懸念がある。
- オ 重層的支援体制整備事業などが令和3年以降順次導入されつつあるが、この事業は計画にも深く関連してくるものであるため、各自治体が導入への検討を進めやすくなるよう、重層的支援体制整備事業に関わる情報提供や支援策について、計画内に盛り込んでいただけるとよいと考える。また、県内の重層的支援体制整備事業の取り組み状況を取りまとめ、HP等で公表いただきたい。

6 中核地域生活支援センターに対する期待すること等に関する意見について

中核地域生活支援センターに対する期待すること等に関して、次のような意見等が寄せられています。

(文章は一部加工している。)

- ア 障害者からの様々な相談に応じていただけるよう、今後も継続（24時間相談窓口の継続）をお願いしたい。
- イ 24時間、365日体制で、年齢や心身状況に関わりなく対応くださる中核地域生活支援センターの存在は大変心強く、高齢者虐待における養護者支援をはじめ、様々なケースで連携させていただきたい。
- ウ 地域における中核的な相談機関として、24時間365日体制の強みを活かした総合相談業務を継続してお願いする。また、複合的な課題を持つ又は制度の狭間にいる相談者に対し、中心的な立ち位置で関わってもらえると良い。
- エ 他市と連携すべきケースにおいて、同圏域を担当する中核地域生活支援センターにつないでいただいたこともあった。複数の市町をエリアに活動されているため、支援において、広い視点での意見や提案、助言等をいただけることに期待する。

- オ 中核地域生活支援センターが支援しているケースについて、他の機関と情報共有できる機会を増やすことが重要だと考える。
- カ 中核地域生活支援センター事業を県が実施することで、他機関や他市町村にまたがる課題やケースを包括的連携の中で対応できている。引き続き継続していただきたい。
- キ 地域福祉計画の推進や、その他の会議等において平素から連携を図っている。引き続き協力いただきたい。
- ク 長期に及ぶ相談も多いため、人材の定着が相談者からも望まれる。定着に向け、県には十分な運営費の裏付けをお願いする。
- ケ 複合的な課題のある世帯や、制度につながらず何らかの支援の必要がある方が増えているため、人員増を要望する。
- コ 当市にも設置して欲しい。市民にとっては、他市にあるため利用しづらいののではないかな。もっと市と連携できると良い。
- サ ホームレス・DV対策等として、市単独で実施するほど件数は多くないが、一定の必要性がある一時生活支援事業の実施及び充実していただきたい。
- シ 広域でもできる事業（一時生活支援事業等）を中核の圏域で受けてほしい。
- ス 自治体の重層的支援体制整備事業の推進に係る支援や刑余者等の社会復帰支援をいただきたい。
- セ 中核地域生活支援センターは包括的な相談窓口の基幹ともいるが、圏域に対して職員体制が整っているとはいえず、十分に活用できているとはいえない状況である。社会福祉法の改正や重層的支援体制整備事業の創設などに伴って、市町村における包括的な支援体制が求められている中、県として、中核地域生活支援センターの役割と市町村に求めていくものをどのように考えているのか、示していただきたい。
- ソ 令和4年度から「重層的支援体制整備事業」を導入するが、本事業の中心的役割を担う市の機関と中核地域生活支援センターとの間での情報共有や研修などを通じ、より連携した動きがとれるとよいと考える。

7 孤独・孤立対策に係る施策に関する意見について

孤独・孤立対策に係る施策について、次のような意見等が寄せられています。

(文章は一部加工している。)

- ア 当事者の発信力の弱さを感じている中で、当事者がいかに危機的な状況下に置かれているか、発見することが難しいと感じている。県や市町村間におけるケースの取組事例などの共有などが必要である。
- イ 調査方法をはじめ実態の把握をすることが難しい課題であるので、県内や全国を取組事例などについて、集約・情報提供がされると、今後の施策を推進する上で参考となる。

- ウ 地域になじめない人、地域から孤立し、排除される人への対応として、地域から離れた所での相談窓口（広域対応）が必要であるとする。
- エ 広域的な支援のプラットフォームの形成が必要。
- オ SNS相談などの実施が必要。
- カ 県内自治体の先行事例などを基に、今後の方向性をご教示いただきたい。
- キ 精神疾患疑いのひきこもりの状態にある人で、自宅から出られない人に、訪問診療をしてくれる（医師の派遣）サービスが必要。